第19回鶴田町農業委員会総会議事録

2. 開会の場所 鶴田町役場 301~303委員会室

3. 閉会の年月日 令和2年9月14日(月) 午後 4時15分

4. 出席委員(16人)の番号及び氏名

1番 佐藤正悟	2番 花田 三三三	3番 貴 田 徳 正	4番 太 田 豪
5番 髙 橋 洋 美	6番 長 内 悟	7番 棟 方 廣 光	8番 瀬 戸 弘 之
9番 澁 谷 和 仁	10番 田 村 昭 弘	11番 澁 谷 秀 明	12番 工 藤 一 秋
13番 瓜 田 良 一	14番 成 田 悦 夫	15番 秋 庭 礼 子	16番 川 村 博 行
17番 下 山 勝 源	18番 成 田 春 光		

5. 欠席委員(2人)

2番 花田一二三

17番 下山勝源

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 参与及び書記の任命

第3 議案第82号 農地法第3条第1項の規定に基づく農地所有権移転の許可について

議案第83号 農地所有権移転に係る農用地利用集積計画の決定について

議案第84号 農地賃貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について

議案第85号 農地使用貸借計画に係る農用地利用集積計画の決定について

報告第54号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第55号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 下山和洋 事務局次長	石村浩一 総括	主幹 齋藤千帆	主事 蒔 苗 一 輝
-----------------	---------	---------	------------

8. 会議の概要

長

議

開会 午後4時00分

農業委員会会長が挨拶を述べる。

鶴田町農業委員会会議規則第8条に基づき、会長成田春光が議長となる。

これより、第19回鶴田町農業委員会総会を開会いたします。

只今の出席委員は16名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事に入る前に、議事録署名委員の指名と、参与、書記を任命いたします。議事録署名委員には、 3番貴田徳正委員と、4番太田豪委員を指名します。また、参与には下山局長、石村次長、書記には 齋藤総括主幹、蒔苗主事を任命します。

会期の件を議題といたします。お諮りいたします。

本総会の会期は本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

【なし】

議長

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日一日とすることに決定しました。

それでは議案の審議に入りますが、議案第82号から議案第85号まで一括議題とし、順次審議に 入りたいと思います。ご異議ございませんか。

【なし】

議 長

異議がないので、そのようにさせていただきます。

まず、最初に議案第82号に関する、農地法処理基準第3条の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

5番髙橋洋美委員。

髙橋委員

はい、5番髙橋です。それでは、報告いたします。

去る9月4日、太田豪委員、事務局と現地調査を行いました。

本議案の農地法第3条申請は、所有権移転が1件です。

いずれも耕作目的の申請であり、農地法第3条第2項7号には該当しない権利取得と認められます。 以上です。

議長

それでは、議案第82号について、事務局より説明願います。

事 務 局

議案第82号農地法第3条第1項の規定に基づく農地所有権移転の許可について。

農地法施行令第1条の規定により別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求める。本 案件は1件です。№.1については普通売買です。

農地法第3条第2項各号の判断については調査書のとおりです。いずれも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。

議長

ただいま説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。

【なし】

議長

ないので、質疑、討論を打ち切ります。

次に、議案第83号について事務局より説明願います。

事務局

議案第83号農地所有権移転に係る農用地利用集積計画の決定について。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により鶴田町長から別紙のとおり依頼があったので、決定を求める。

本案件は1件です。本案件の計画要請の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を 満たしていると考えます。

以上です。

議長

ただいま説明のありました議案について、質疑討論ございませんか。

【なし】

議 長

ないので、質疑、討論を打ち切ります。

次に議案第84号について、事務局より説明願います。

事務局

議案第84号農地賃貸借契約に係る農用地利用集積計画の決定について。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により鶴田町長から別紙のとおり依頼があったので、決定を求める。

本案件は9件です。本案件の計画要請の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を 満たしていると考えます。

契約期間及び賃借料については記載のとおりです。

以上です。

議長

ただいま、説明のありました議案について、質疑討論ございませんか。

【なし】

議 長

ないので、質疑、討論を打ち切ります。

次に、議案第85号について、事務局より説明願います。

事務局

議案第85号農地使用貸借計画に係る農用地利用集積計画の決定について。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により鶴田町長から別紙のとおり依頼があったので、決定を求める。

本案件は5件です。本案件の計画要請の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を 満たしていると考えます。

契約期間は記載のとおりです。

また、農地中間管理事業の貸借について。

【農地中間管理事業の貸借について説明】

以上です。

議長

ただいま、説明のありました議案について、質疑、討論ございませんか。

【なし】

議長

ないので、質疑、討論を打ち切ります。

それでは表決に入ります。

議案第82号から議案第85号について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長

賛成総員でありますので、本案は原案どおり決しました。 次に、報告第54号について事務局より説明願います。

事務局

報告第54号農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する。

No.1からNo.4について、双方合意により解約した旨の通知がありました。

合意解約した日につきましては、記載のとおりです。

以上です。

議長

ただいまの報告について、質疑、討論ございませんか。

【なし】

議長

ないので、質疑、討論を打ち切ります。

次に報告第55号について事務局より説明願います。

事務局

報告第55号農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について。 農地法施行規則第21条の規定に基づく届出書を受理したので、報告する。 No.1からNo.3については、相続により所有権を取得したものです。 以上です。

議長

ただいまの報告について、質疑、討論ございませんか。

【なし】

議 長

ないので、質疑、討論を打ち切ります。 暫時休憩します。(午後4時10分)

再会します。(午後4時14分)

本日の総会に附された議案の審議はすべて終了いたしましたので、第19回鶴田町農業委員会総会 を閉会いたします。どうもご苦労様でした。(午後4時15分)

上記、会議の経過を記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名 する。

令和2年9月14日

議	長			
委	員			
-				
委	<u> </u>			